省　　令

○総務省令第四十二号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

総務大臣　高市　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～58　略］ 59　法別表第一の四十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　塩事業法第八条第三項又は第九条第一項（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［三　略］ ［60～176　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～58　同上］ 59　法別表第一の四十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　同上］ 二　塩事業法第八条第三項又は第九条（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［三　同上］ ［60～176　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年九月十四日から施行する。

（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

表改正前欄の住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）第一条中「2～118」を「2～119」に、「119～175」を「120～176」に改め、同表改正後欄の住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第一条中「2～118」を「2～119」に、「119」を「120」に、「120～176」を「121～177」に改める。

附則中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

○法務省令第三十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第七条及び第十三条の規定に基づき、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

法務大臣　河井　克行

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（心身の故障により民間紛争解決手続の業務を適正に行うことができない者） **第二条の二**　法第七条第一号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により民間紛争解決手続の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
（変更等の届出） **第十二条**　［1・2　略］ 3　法第十三条第二項の法務省令で定める場合は、精神の機能の障害を有する状態となり認証紛争解決手続の業務の継続が著しく困難となった場合とする。 4　法第十三条第二項に規定する届出をしようとする者は、同項に規定する事由を記載した書類に、前項に規定する精神の機能の障害を有する状態について、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、これを法務大臣に提出しなければならない。	（変更の届出） **第十二条**　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［項を加える。］

附　則

この省令は、令和元年九月十四日から施行する。

○法務省令第三十三号

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

法務大臣　河井　克行